

令和4年度 第3回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日時	令和4年6月13日(月) 13時30分～14時59分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員(会長)、押田委員、五嶋委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	菊本委員(副会長)、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、中西委員
開催形態	公開(傍聴者 1人)
議題	1 みなとみらい2 1 中央地区5 2 街区開発事業計画 第2分類事業判定届出書について 2 (仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価方法書について
決定事項	令和4年度第2回審査会横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
議事	<p>1 令和4年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) みなとみらい2 1 中央地区5 2 街区開発事業計画 環境影響評価第2分類事業判定届出書について</p> <p>ア 諮問</p> <p>イ 第2分類事業に係る判定手続等について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>ウ 第2分類事業判定届出書の概要について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見がありましたら委員の方から出していただきたいと思います。挙手をしていただきましたら私の方で指名をさせていただきます。いかがでしょうか。田中修三委員どうぞ。</p> <p>【田中修三委員】 聞こえていますか。</p> <p>【奥会長】 はい、聞こえます。</p> <p>【田中修三委員】 今日の説明にはなかったのですが、いただいている届出書ですね、これに書いてあったことで、土壌汚染に関連して計画区域内に形質変更時要届出区域が10か所あるというふうに書いてありまして、その内の1か所のみ、指定の159という番号ですかね、指定番号、この区域についてのみ関係部署と協議した上で土対法に基づいた対策を講ずると書いてあるのですが、それ以外の指定区域はもう既に対策が済んでいるということでしょうか。</p> <p>【奥会長】 田中修三委員、該当ページ言っただけですか、ページ数分かりますか。</p> <p>【田中修三委員】 資料の12ですね。</p> <p>【奥会長】 資料の12ですね。はい。</p> <p>【田中修三委員】 届出書の資料の12ページ。</p> <p>【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、事業者の方から御回答をお願いいたします。</p>

- 【田中修三委員】 ずっと後ろの方ですね。
- 【事業者】 お答えいたします。資料編の12ページ、「3. 調査区域内の形質変更時要届出区域」について、というところかと思うんですけども。すみません、清水建設と申しますけれども、もう一度御質問をお願いしてもよろしいでしょうか。
- 【田中修三委員】 今、画面が出てますね。表の資料の表の3の1ですかね。
ここにあるように計画区域内にこの形質変更時要届出区域が10か所あるということなのですが、その内のこの指定の159番についてのみ、記載があるのですよね、土対法の対応フローに従って適切な対策を講じますと。
あとの9か所については何も触れてないんですけど、そこはもう対策が済んでいるということでしょうか。
- 【奥会長】 いかがでしょうか。計画区域内は159番のみということですかね。
- 【田中修三委員】 いや10か所あるって書いてあります。
- 【奥会長】 調査区域内に10か所あって、計画区域には159番のみがはいっているということですかね。
- 【田中修三委員】 調査区域が10か所ですか。
- 【奥会長】 そこをクリアにしていただければいいかと思いますが、いかがですか。でもここに、10か所ありますとも書いてありますね。調査区域内に10か所あると。事業者の方、明確な答えをお願いします。
- 【事務局】 奥会長聞こえますか。
- 【奥会長】 はい、聞こえます。
- 【事務局】 (音声が一時的に途切れたことに対し) 大変失礼しました。大丈夫です。
- 【奥会長】 大丈夫ですか、それでは。
- 【事務局】 田中修三先生、もう一度御質問よろしいですか。すみません。
- 【田中修三委員】 スライドに出ているページなのですが、資料の表の3-1にあるように調査区域内に10か所の形質変更時要届出区域があるということですね。本文中にその内の指定の159番のみについて土対法に基づいた適切な対策を講じると書いてあるのですが、それ以外はもう対策が済んでいるのでしょうか、という私の質問だったんですけども、その質問の過程でこの10か所というのは調査区域であって計画区域じゃない可能性もあるんですね、調査区域と計画区域の位置関係がちょっとわからなかったの、届出書にどこか出てたかもしれませんが、見当たらなかったのと、それから指定区域の位置図もないのでちょっとどこの場所がどの辺なのかっていうのが分からなかったの、その辺の質問をしたということです。
- 【奥会長】 はい、それでは、事業者の方お答えをお願いいたします。
- 【事業者】 はい、清水建設と申します。今の回答ですけども、当該地域、当該街区に該当するのが、指定の159だということ、それとの中で今回指定区域されてるところに関して今、横浜市さん、担当局さんと今打ち合わせ協議中でございます。今回の街区の全てが指定区域に当たってるわけではございませんので、それ以外のエリアに関しましては、通常の土壌汚染対策法4条の形質変更届、既に提出済みでその後、調査命令なしという内容のものも受理しております。以上でございます。
- 【奥会長】 はい、どうぞ、田中修三委員。
- 【田中修三委員】 計画区域内にあるのはこの159番だけなんですか。それ以外にもあるん

ですか。

【事業者】 今回の該当の52街区に関しては指定の159に含まれているということになります。

【田中修三委員】 159のみが計画区域内にあるということですね。

【事業者】 はい。

【田中修三委員】 そうですか。参考のためちょっと聞きたいんですけども、ヒ素とフッ素が溶出量基準を超過しているということのようですが、実際の値は分かりますか。溶出量の濃度とそれからできれば含有量の方も知りたいのですけれど、分かりますか。

【事業者】 分かります。少々お時間いただけますでしょうか。

【田中修三委員】 はい、後で結構です。

【事業者】 はい。

【奥会長】 今、田中修三委員からありました、位置関係が分からないので、地図はないのかということですが、こちらについてはいかがですか。

【事業者】 オオバからお答えいたします。資料の不足、申し訳ありませんでした。一応ですね、今表示されているページの下の表のですね、指定番号の次に所在地というふうになっておりまして、159は計画区域というところで西区みなとみらい五丁目1番云々と書いてありまして、その他のところにつきましては、例えば169ですと、みなとみらい三丁目、その下の157ですと五丁目の1番4というような形でですね、所在がもう全然違うところになっておりますので、ちょっとその辺もあわせてお読みときいただければ、幸いに思います。こちらからは以上です。

【奥会長】 先程のヒ素とフッ素の値については今調べていただいているということなので、後で御回答いただくということにいたしまして、それでは藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 はい、よろしく申し上げます。ちょっと教えていただきたいのですが、スライドの55のところなんですけれども。日最大瞬間風速というのは分かるのですが、日最大平均風速っていうのは、1日の最大値を、何を平均しているのかちょっとすみません、教えていただきたいと思いません、よろしく申し上げます。

【奥会長】 はい、申し上げます。

【事業者】 回答いたします。日最大瞬間風速ですね、こちらの方をパーセンテージでいくと10パーセント、15パーセント、20パーセントの値からですね、平均値を割り出しましてガストファクターという数値をかけまして、それぞれ10メートル毎秒のときに10パーセントの場合、ランク1、10メートル毎秒のときに22パーセントであれば、ランク2というふうな数字で、ガストファクターをかけた数字で日最大平均風速が出ます。ちょっと分かりにくくて申し訳ありません。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。すみません、私も勉強します。あの、これは、別でお聞きしたいんですけど、季節によって偏りとかっていうのはあるのかちょっと参考までに教えていただきたいのですけれど。

【事業者】 平均風速値でございますのでその各季節ごとの風値を加味した平均値が、それぞれ算出した後の数字で評価いたします。

【藤井委員】 特に季節の偏りみたいなものは出てこないということによろしいですか。

- 【事業者】 はい。
- 【藤井委員】 あとすみません、もう1点、あと街路樹、植栽、風害の関係で植栽があったのですが、59ページ、59ですねスライドの。これは常緑樹を植栽するというので、理解でよろしいでしょうか。
- 【事業者】 久米設計と申します。このキングデッキ上の上ですね、植栽に関しては一応その風対策という形でやっているというよりは、キング軸上をより、そこで過ごしやすいようなですね、快適な環境づくりっていう観点から、調査を行う、シミュレーションを行っておりまして、そういった意味でですね、必ずしもその常緑樹に全てこだわって置いていくというよりは、環境としてですね、落葉樹なども多少織り交ぜながら、行っていきたいというふうに現状では考えております。詳細の設計については、今後の中で進めていきますので、まだどのくらい落葉樹をですね、どのくらいのパーセントを入れるかとか、その辺までは決定していない状況になります。以上です。
- 【藤井委員】 ありがとうございます。ここで風害という59で出ているこの植栽というのは、風をよけるというためのものではなくて、あくまでも、歩行者、利用者のためということ。
- 【事業者】 そうですね、そのように考えております。
- 【藤井委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。こちらからは以上です。
- 【奥会長】 藤井委員、大丈夫ですか。
- 【藤井委員】 はい、こちらは大丈夫です。ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございました。それでは、五嶋委員お願いします。
- 【五嶋委員】 はい、添付資料、先程説明にもありましたが、添付資料の17ページに熱源計画というのがあるかと思っておりますけど、この事業計画の一つの特徴は地域冷暖房プラントというのがあるかと思うのですが、それに伴って、給排水、次のページに給排水供給施設計画というのがあるかと思うのですが、ここに上水は公営上水道、下水は公共下水道を利用することが、文言が、説明があるかと思うのですが、この記載は結局排水とか給水に関するこの施設が環境に与える影響として、どういうふうに判断されるのかというお考えを教えてくださいなのですが。具体的に意味がよく把握できなかったのは、排水計画の中で、例えば公共用の下水道を利用し、公共用水域に排水しない計画だということがアピールされてるのです。これはどういう、言葉の定義から把握できてないので御説明いただきたいと思っております。
- 【事業者】 オオバから御説明いたします。拙い文章で御理解いただけるのに、不足があったことはお詫びいたします。まず、公共下水道についてなんですけども、こちらの方は行政の方、こちらですと横浜市さんの方が整備する下水道ということになりまして、排出するものに関しては下水道法に定められた排水の基準というのがあります。それはいろいろな物の濃度であったりとか温度であったりとかそういったものをですね、排水するにあたっての基準というものが定められておりますので、そちらを満足する、当然満足しないと排水はできないということになります。あと公共用水域につきましては、こちらは海とか湖とか沼とか湖沼とかですね河川、こちらの方に直接放流を行うという計画ではこの事業はありませんということの説明の意図で文書の方、書かせていただきました。こちらからの御説明は以

上となります。

【五嶋委員】 だからそうすると何か処理をして排水するということになるのか、あるいはそれを蓄積して、どう処理するのか、結局それが環境に対してどういう負荷を与えない、どの程度の負荷で済むのであるとか、そういうところがこの文章からちょっと理解できないです。

【奥会長】 どうしますか、今御説明はあったかと思いますが、公共下水道に、下水管に繋ぐので、当然そこで求められる基準はクリアした排水を下水に流すということですね。

【事業者】 はい、そうです。

【奥会長】 はい、ということですね、五嶋委員。

【五嶋委員】 はい、結構です。分かりました。

【奥会長】 よろしいですか。ありがとうございます。では、横田委員お願いします。

【横田委員】 はい。地域冷暖房プラントの防災対策に関する質問をさせていただきたいのですが、配慮書の資料編などに、神奈川県津波浸水想定などを掲載していただいていますけれども、共同溝の位置ですとかを見ますと、それぞれのプラントは、分断されるような、浸水想定も考えられるかなと思うのですが、今回、建設されます地域冷暖房プラントの津波高潮に対する被害対策であるとか、もし被災した場合の影響というのはどういうふうにお考えかということをお伺いできればと思います。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 久米設計の方からお答えいたします。本計画地ではですね、洪水とか津波に関して最大で約 30 センチぐらいのですね、浸水が想定されております。今回計画では、まず一階の床レベルをですね、浸水しないレベルに設定したり、部分的に防潮板などを使いながらですね、基本的には地下に浸水しないような計画を建物としては行っております。ですので地下の方にこの建物の中でですね、浸水していかない計画を行っているというふうにご検討いただければと思います。

【横田委員】 すみません。質問、追加させていただいていいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【横田委員】 はい。発災時この冷暖房プラントは動き続けるという前提になっているのでしょうか。

【事業者】 浸水時ですかね。

【横田委員】 はい、浸水対策としてですね。

【事業者】 はい、動き続ける計画となっています。

【横田委員】 そうしたときに例えばですね、公共下水道がいっぱいになってしまったり、冷却機能を失うとかそういったリスクとかってというのはないのですか。

【事業者】 排水側でってことですか。

【横田委員】 はい、排水側が、例えば内水氾濫で排水できないような状況になったときとか、津波も同様かなと思うのですが。

【事業者】 停止する計画ではありませんが、そういう津波とかってというのは地震が発生した際ですので、建物側としても機能がある程度停止していくこととなりますので負荷としても下がっていくという形でそれに応じて、供給はし続け、可能な限りし続けたいと考えます。

- 【横田委員】 はい、分かりました。供給の範囲というのほどこかに示されていましたか。
- 【事業者】 地図上ではたぶん示されてはいないんですが、みなとみらい中央地区がすべてというふうになります。
- 【横田委員】 これ3個ありますけれども、3つ全部が全てが結合した状態での供給区域はおそらく中央地区全体だと思うのですけれども。
- 【事業者】 はい、さようでございます。
- 【横田委員】 もし単独になってしまった場合ということでお伺いしたのですけれど。
- 【事業者】 そういことですね。単独というのはたぶん共同溝が浸水するタイミングになるかと思うのですが、共同溝自体はですね、私達のみなとみらい熱供給の資産ではなくて、横浜市さんがつくられたものになっていまして、そちらについても津波対策に関しては順次行われていることをお伺いしています。
- 【横田委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、よろしいですか。はい、他の委員の方はいかがですか。宮澤委員どうぞ。
- 【宮澤委員】 どうも宮澤です。よろしく申し上げます。
今の横田委員との関連なのですけれども、この地域冷暖房というシステムになっているようで、これはあれですかね、プラントが三つできるのですかね。すいません、事業者の方教えてください。
- 【事業者】 三つ目になります。
- 【宮澤委員】 本件の建物は、このうちのどれを使うことになるんですか。
- 【事業者】 第三プラントです。
- 【宮澤委員】 第三プラント。ちょっと僕、分からなかったのは、基本的にこれに頼るわけですから、冷暖房の影響というものは自分のところの建物ではなくてプラントの大きさによるっていうか規模によるということだろうと思うのですが、このプラントは、本件ではアセスにはかかっていないのでしょうか。職員の方分かれば教えてください、担当者の方。規模からいってこれはかからないのかな。
- 【奥会長】 単体でアセスにかからないのか、ということですね。
- 【宮澤委員】 そういことですね。
- 【奥会長】 はい、お答えください。
- 【事業者】 単体ではかからない規模になっております。
- 【宮澤委員】 そうすると、三つ合わせるとかなりの規模になるのだけど、単体、三つに分かれているので基本的にはこれはアセスの対象になってないということ、そういうことですね。そういう意味でこのところ、各施設はこの方式はきちっとした検証はされてないのかなと思うのですが、なぜこんなことを申し上げるかというところですね、従前この地区は、ゴミの処理に関して、やはり同じような計画を立てました。地域ゴミ処理計画といって、パイプで全部やっていたのです。ところが、最終的には経済性とかあるいは業者が減るといって廃止になっています。なかなかこの事業難しいのです。この手の事業。という経過が、横浜市は経験しているのですが、そういう意味で、この事業でこれを今の議論をするのは確かに少し関係ないかもしれないのですが、地域供給プラント設備というのは結構厄介なのですね。それでそういう意味で先生方の検証があったらいいのになと思う

のですが、これはどうも見ると、個別のもので、しかもこの事業でも基本的にはこの設備の検証はできない、こういうことになるのですね。ちょっとなんとなくすっきりしないものだと思うのですが、すみません、余計なことですが、述べさせてもらいました。以上でございます。

【奥会長】 第三プラントについては、この計画の中に組み込まれているので、今、本事業計画と合わせて、図書も作っていただいている、そういう意味では検証の対象になっていると、審議の対象になっているということになります。

【宮澤委員】 そういうふうに考えていいんですか。

【奥会長】 はい、第三プラントはですね。

【宮澤委員】 そうすると、第三プラントの合理性というか、省エネ性というのは相対とみて 15 パーセントというふうに理解してよろしいんですか。15 パーセントくらい減ると。

【奥会長】 そこはいかがですか。15 パーセントというのは。

【事業者】 一般には15パーセント程度、やはり個々の建物の計画というのがいろいろありますので、仕様とかですね、そういったものがありますので、一般的には15パーセント程度というふうに言われています。

【宮澤委員】 本件建物についてはいくらというのは検証していない。

【事業者】 そうですね、今現状としては設計中ですので、検証はできておりません。比較対象もなかなかいろんなビルの中でもありますので、難しいところで「約」という形になってまして、ただ弊社はですね、全国の中でもかなり上位に当たる成績、性能を持っているプラントですので、こちらに関しては問題ないと考えております。

【宮澤委員】 はい、多分問題ないという結論なのでしょうけど、この建物単体としては基本的に多分排気のところは関係するのでしょうか。

【奥会長】 はい。

【宮澤委員】 排気のところは建物から自分のところの排気がするのですよね。排熱。

【事業者】 そうですね、はい。

【宮澤委員】 この排熱の量は環境に対する負荷はあまり問題ないと、こういうことですよね。

【事業者】 はい、規制値を守るように計画いたします。

【宮澤委員】 その辺はいずれにしろ、どこかの段階で数値を出してもらえるというふうに理解してよろしいでしょうか。

【事業者】 届出の中で、条例とか規制の中の届出の中で、手続きをさせていただきたいと思っております。

【宮澤委員】 そうか、これ判定だから。

【奥会長】 そうですね。

【宮澤委員】 その規模までいけないかもしれないね。分かりました。結構でございます。

【奥会長】 はい、よろしいですか。はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、一点だけ、私から確認させていただきたいのですが、スライドだと 54 だったか、この届出書ですと 33 ページに記載がございますが、日影ですね。日影のところで夏至日において、建物 1 階に保育園がある 54 街

区、ここですね、ちょうどこれが保育園が日影の紫色のところがかかっていますけれども、そこに日影がかかるのだけれども、この保育園は北側のとちのき通り沿いに位置しているので、本事業の実施により影響を与えないと、いうふうな御説明があるのですが、ちょっとその意味が分からなくてですね、日影はかかっている訳ですよ。

【事業者】 オオバです。御説明いたします。すみません、言葉が相変わらず足らず申し訳ないのですが、隣接する街区の54街区のビルの1階の北側にこの保育園があるということなので、そもそも何でしょう、南側にあれば日も入るのですが、この保育園自体が日が入る部屋にはないということですね。

【奥会長】 なるほど。本計画によって日影がかかろうとかかるまいと、もともと日が当たらない場所に保育園が入っているということなのですね。

【事業者】 はい、その通りです。

【奥会長】 そういう意味ですね。

【事業者】 はい。

【奥会長】 はい、分かりました。はい、何かとちのき通り沿いに位置しているからと言われても、それがどうして影響がないのかってというのがちょっとよく分からなかったのです。

【事業者】 申し訳ありません。とちのき通りが計画区域の北側でしたので、その説明をさせていただきました。

【奥会長】 分かりました。はい、了解いたしました。では質問よろしいですか、委員の皆様。一通り出していただいたかと思えます。

それでは、追加で特に御質問ないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

【事務局】 先程の土壌汚染の件です。

【奥会長】 すみません。そうですね、土壌汚染の数値、すみません田中修三委員、お待たせしていたのに終わらせてしまいそうになりました。お願いします。

【事業者】 清水建設と申します。よろしいでしょうか、はい。

【奥会長】 はい。

【事業者】 先程はすみません、即答できずに申し訳ありませんでした。先程の御質問のですね、溶出量に関してお答えいたします。まずヒ素の方ですが、概ね土壌溶出量においてですね、0.02 から 0.04mg/L 程度になります。

【田中修三委員】 はい。

【事業者】 ヒ素に関しましては、今の数字です。フッ素に関しまして 0.93 から 1.3mg/L、だいたいその程度でございます。よろしいでしょうか。

【田中修三委員】 含有量は分かりませんか。

【事業者】 地下水ってことですか。

【田中修三委員】 いやいや、土壌含有量、土壌中の。

【事業者】 土壌含有量、溶出量ではなくですか。

【田中修三委員】 ええ。と言うのはね、含有量が分かればですね、このヒ素とかフッ素が、自然由来の汚染といいますか自然由来の物質であるかどうかっていうのを概ね判断できるのですよね。

- 【事業者】 なるほど。すいません、今ちょっと手持ちないので。
- 【田中修三委員】 ああ、そうですか。
- 【事業者】 後日回答とさせていただきます。
- 【田中修三委員】 はい。
- 【事業者】 はい、申し訳ありません。
- 【田中修三委員】 他の指定区域の10か所ともだいたいヒ素とフッ素が出ているので、おそらく自然由来ではないかなと思うのですが、一応数字で確認しておくのと今後の手続きもスムーズに行くのではないかと思いますよね。
- 【事業者】 はい、承知しました。
- 【田中修三委員】 はい。
- 【事業者】 早々に御回答いたします。
- 【田中修三委員】 はい。
- 【奥会長】 そこは御確認の上、後日知らせていただくということでお願いいたします。
- では他に御質問ないようでしたら、事業者の方とのやりとりは以上とさせていただきます。では事業者の皆様、御退出をお願いいたします。どうもありがとうございました。
- (事業者退出)

オ 審議

- 【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。
- 他に御意見等がないようでしたら、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。なお、本件は先程も少し御指摘ありましたが、地域冷暖房施設を設置する計画であるということから、大気質については本日片谷委員が御欠席ですので、片谷委員に確認を取っていただくということで事務局にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 【事務局】 はい、分かりました。
- 【奥会長】 はい。田中稲子委員も本日御欠席ですが、温室効果ガスの点も、また何か追加で御意見や確認されたい点ないかどうか、田中委員にも御確認をお願いしていただけますか。
- 【事務局】 はい、分かりました。
- 【奥会長】 はい、お願いします。それでは本件に関しては以上とさせていただきます。

(2) (仮称) 北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価方法書について

ア 答申(案)について事務局が説明した。

また、第2回横浜市環境影響評価審査会で奥会長から田中稲子委員の意見の確認を依頼されていたため、田中稲子委員の意見について事務局が補足説明した。

- 【事務局】 答申の温暖化対策につきまして、補足させていただきます。前回の指摘事項の審議の際に、菊本副会長から、事業者が地球温暖化対策として検討するとしている ZEH (ゼッチ) について、是非目指してくださいという意味で、市長意見に入れてもいいのではないかと、という御意見をいただきました。

これを含めて温暖化対策については、「専門の田中稲子委員に確認してください。」とのことでしたので、事務局の方で確認させていただきました。田中稲子委員からは2点ございました。

1点目は、今回の、ZEH（ゼッチ）の取組です。より高みを目指す事業者の取組ですが、これについては、市長意見に入れた方が良いとのことでしたので、1の事業計画の（2）番に地球温暖化対策として、ZEH（ゼッチ）について追記しております。

2点目ですけれども、田中稲子委員の発言趣旨につきましては、住宅系の専有部分のCO2対策ということですので、1の事業計画（1）の事業計画の1行目「低炭素電気の選択を促す仕組み」の前に「住宅の専有部分」を追加しております。また、2番、環境影響評価項目（2）供用中のア温室効果ガスの部分ですが、冒頭に「住宅の共用部及び専有部分について」という言葉を、検討事項から追記しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

イ 質疑

- 【奥会長】 御説明ありがとうございました。
ただいま御説明のあった答申案について、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。では、修正の御意見はないということでしょうか。
では、特に内容に関する修正の御意見はないようですので、本案で答申を確定するということがよろしいですか。大丈夫でしょうか。
それでは、こちらで答申として確定させていただきます。ありがとうございます。では、本件に関する審議はこれで終了となります。事務局は答申の内容を十分に踏まえまして、方法市長意見書の作成をお願いいたします。
- 【事務局】 承知いたしました。
- 【奥会長】 なお、本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。
さきほどの案件で土壌汚染の数字について事務局に確認していただいて、その情報はどういうふうに提供いただけますか、田中修三委員をはじめ。
- 【事務局】 何点か宿題事項がありましたので、整理して次回審査会に出したいと思っております。
- 【奥会長】 分かりました。では次回審査会の場でということですね。はい、分かりました。それでは以上を持ちまして本日予定されていた議事全て終了となりますので事務局にお返しいたします。
- 【事務局】 はい、それでは、本日の審査については終了いたしました。傍聴の方は御退室をお願いいたします。
(傍聴者退出)

- | | | |
|---|---|--|
| 資 | 料 | <ul style="list-style-type: none">・みなとみらい21中央地区5-2街区開発事業計画が環境に及ぼす影響について（諮問）事務局資料・みなとみらい21中央地区5-2街区開発事業計画 計画段階配慮書手続及び第2分類事業に係る判定手続について事務局資料・みなとみらい21中央地区5-2街区開発事業計画 第2分類事業判定届出書事業者資料・（仮称）北仲通北地区B-1新築工事 環境影響評価方法書に係る答申（案） 事務局資料 |
|---|---|--|